平成２４年（フ）第４０号
茨城県古河市三和123番地　平成コーポラス202号、前住所茨城県小美玉市羽鳥2653番地８
債務者　髙橋美恵子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５７号
茨城県古河市鴻巣502番地５　ラビットハウスコンフォートⅡ202号
債務者　村上総一郎
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０１号
千葉県木更津市万石642番地
債務者　安藤　英俊
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２０２号
千葉県木更津市万石642番地
債務者　安藤　京子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４６号
石川県白山市中町71番地
債務者　佃　　正明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１号
山梨県南アルプス市鮎沢241番地
債務者　染谷　宣明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
山梨県甲府市善光寺３丁目29番17号　サトーハイツ110
債務者　遠藤　末子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
山梨県甲斐市富竹新田448番地　長田住宅西－１
債務者　本間　英亮
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
山梨県笛吹市石和町四日市場1705番地　レジデンス古屋Ｂ―105号
債務者　窪田　孝正
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
岐阜市市橋６丁目３番１号　ＲＩＮＮＡＩ・ＴＡＫＡＤＡ　Ａ号室
債務者　島﨑美枝子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３１３号
名古屋市中川区新家３丁目3213番地　トゥルース103号
債務者　梶澤　裕子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４３号
名古屋市名東区香流１丁目1012番地　サンローヤル名東ビル80Ｂ号
債務者　濱崎由美子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
三重県名張市美旗町中１番269番地１　美旗サンハイツ102号
債務者　尾﨑　明美
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２１号
鳥取県鳥取市的場２丁目５番地　ヴィオラＭＡＴＯＢＡ　Ａ101号、旧住所鳥取県鳥取市田園町４丁目157番地　プルメリアＢ107号
債務者　森下　充世
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３７号
鳥取県境港市花町43番地
債務者　坂上　京介
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７２７号
広島県廿日市市串戸６丁目６番34号
債務者　永井こず江
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０５号
広島市中区西十日市町10番35号　メゾン西十日市202号室、住民票上の住所広島県竹原市塩町３丁目19番８号
債務者　清田　晶子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部